

令和4年度第6回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和4年10月25日(火)午後1時30分から午後5時まで

2 場所 WEB 会議
(宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室)

3 出席委員(12名)※オンラインによる出席

石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 東北学院大学 教養学部地域構想学科 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵 東北文化学園大学 工学部建築環境学科 教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数:2名(報道機関:6名)

4 会議経過

(1)開会(事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中11名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は所用のため、太田委員から欠席との御連絡を頂いております。また、内田委員におかれましては途中からのご出席、丸尾委員におかれましては、途中退席の旨のご連絡をいただいております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部副部長の小野寺に代わりまして、環境対策課長の伊藤から御挨拶を申し上げます。

(2)挨拶(環境対策課長)

伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

す。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、地域コミュニケーション手続きの充実等を図るため、本審査会の皆様からもご意見をいただきながら昨年度から検討を進めてまいりました、環境影響評価条例及び施行規則の改正につきまして、令和4年10月1日に施行されました。

今回の改正点は、大きく3点、「事業計画概要書」の手続きの新設、第2種事業「準備書」に説明会の手続きの新設、風力、太陽電池発電所、工場・事業場用地造成事業の規模要件見直しでございます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

本日は、3議題を予定しており、1議題目としまして、「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業」の計画段階環境配慮書に係る答申案について、ご審議いただきます。2議題目としまして、「(仮称)白石小原陸上風力発電事業」の計画段階環境配慮書について、3議題目としまして、「新産業廃棄物最終処分場整備」の環境影響評価方法書について、ご審議いただきます。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項(1)といたしまして、資料1-1 (仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書についての諮問書、資料1-2 同事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 2-3 同事業配慮書、資料 2-4 同事業配慮書(要約書)。審査事項(2)といたしまして、資料 2-1 (仮称)白石小原陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書についての諮問書、資料 2-2 同事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 2-3 同事業配慮書、資料 2-4 同事業配慮書(要約書)。審査事項(3)といたしまして、資料 3-1 新産業廃棄物最終処分場整備 環境影響評価方法書についての諮問書、資料 3-2 同事業環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 3-3 同事業配慮書、資料 3-4 同事業配慮書(要約書)でございます。

委員の皆様には、各審査事項の資料 1-1, 2-1, 3-1 の諮問書及び資料11につきましては、本日午前中にメールでお送りしておりますのでご確認願います。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

(3) 審査事項

①(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問:質疑応答)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書についてです。

本件について、希少種の生息場所の特定に繋がる審議となる場合は、傍聴席会場の回線を切断する必要がありますので、ご発言の前に一言、お願いします。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料 1-1 及び 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3 及び 1-4について説明。

【平野会長】

まず全般的な事項で私の方からお聞きしたいことがございます。2点ほど。1点目は、配慮書段階で、お勧めされている複数代替案ですとか絞り込み。要は、より環境への影響が少ない事業にしていこうということが勧められておりますが、この事業ではどのようにそれをやっていくおつもりなのか。今回、お示しになっている事業実施想定区域から、うんと絞り込んで、風車を建てていくおつもりなのか。その検討結果がこれなのか、教えていただければと思います。1点目お願いします。

【参考人】

おっしゃっていただいた中でいうと、今回示した事業実施想定区域から、今後、調査等を踏まえて絞り込みを行っていこうと思っております。

【平野会長】

「必要性があれば検討する」という言い方をしている場合と、「何々を実施する」と明確に言い切っているのが随分温度差があるんですね。「必要性があれば検討する」というのはどちらかでいいですよ。必要であれば実施する」と言っていたらいいし、今、検討ばかりで何もしないという話がよく話題になっています。最近、行政用語で「検討する」というのは何もしないに等しいので、「必要性があれば」を付けるんだったら検討するなんて言わないでいただきたいんですが、なぜこういうことを申し上げるかという細かいことのようなんですが、先ほど申し上げましたように、複数代替案もしくは絞り込みによって、なるべく環境影響評価が小さい方にやっていこうという時にこういうふうに行っていくとより低減できますよねみたいな議論を我々でさせていただいたときに、検討すると言われてしまうと何も議論が建設的に前に進んでいきませんので、その辺、コンサルタントの方はさんざん宮城県の審査会をやっておられるのに、せっかく配慮いただいて、建設的な議論ができますような資料作りの方お願いしたいと思います。よろしいですか。

【参考人】

はい。

【平野会長】

はい。三つ目は累積的な影響の話ですね。既に、気仙沼市民の森風力発電事業が行われてございます。随分前の事業でございまして、私自身も委員であったと思うんですが、この環境アセスメントの。彼ら4基しか建ててございませぬ。実は事業実施想定区域の広い中から一番影響が少ないところを上手に選んで4基建ててございまして。ですので、皆さんの事業はですね、一番影響が小さいと思われるところは、すでに建っているんで、建てられませんよね。なので、気仙沼市民の森風力発電事業者の皆さんが、諦めたというちょっと語弊がありますが、ここは影響が大きいからやめておこうというふう判断された場所に建てていくことになりますので、相当慎重な姿勢で臨んでいただきたいと思っております。ですので、その累積的な影響だけじゃなくて、先行事業者の皆さんが、慎重になった場所、やめておいた方がいいと思った場所が中心になります。そのことは念頭に置いていただければと思います。半分コメントのようなものですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【参考人】

ありがとうございます。気仙沼市民の森さんともお話をさせていただいている中にいろいろ情報提供であったり、情報交換させていただきながら、できる限り従前の情報も参考にしながら進めていきたいと思ひます。

【平野会長】

要は、せっかく彼らが配慮したのに、それを台無しにするような事業にならないようにぜひお願いしたいと思います。

【参考人】

はい。ありがとうございます。

【平野会長】

すみません。私の方から一方的に全般的な事項を話しました。まずは、希少種に関する話がもしございましたら後でまとめてということにしますので、希少種の生息場所の特定に繋がる話を後でお願いします。

まずは欠席の委員の方からご意見がありましたら事務局の方から別途ご紹介ください。

【事務局】

はい。事務局でございます。太田委員から事前意見をいただいておりますので、代読いたします。

「動物について。方法書では地上性の動物についても影響の評価ができるように十分な調査計画を立てること。特に配慮書では予測、評価から除外されているが、工事中も含めた取り付け道路や周辺道路の交通量増加に伴う轢死についても評価できる調査が必要。濁水対策等のために沈砂池を造成する場合には、それが生態系に及ぼす影響も評価する必要があるため、早めに造成計画を検討し評価に反映させること。水域を主な生育環境とする重要な種については影響がないとしているが、両生類や一部の水生昆虫は水域だけを生育環境としていないので、この中に含めないようにすること。」

以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。これは文書で、参考人の方々にも手元に行っておりますでしょうか。よろしければお答えいただければと思います。

【参考人】

今のご指摘について、ありがとうございます。冬季水田や水辺環境なんかもあるような地域ですので、そういったところ、あとは河川ですとか池とか、そういったところなんかも、注意しながら、動物の調査を実施していきたいと考えております。そのデータを基に、しっかり予測、評価して、必要に応じて、専門家からのご意見もいただきながら、適切な予測、評価をしていきたいと考えております。

2点目の濁水対策のところなんですけれども、予測、評価する上で、沈砂池の配置計画等ですね、なるべくそういったところは、計画をある程度決めたものをですね、考えながら、予測評価をできるだけ精度高いものにしていきたいと考えております。

3点目ですね。3点目については、水域は改変しないというふうにしているんですけども、そういった種類のいずれといったところ、ここは影響がないかっていうのは慎重に考えながら、現地での動植物の生息のデータをしっかり把握してですね、予測、評価していきたいです。

【平野会長】

ありがとうございます。ついでに、先ほど言い忘れたのを私の方から追加しておきますが、今回の資料で、パワーポイントの資料ですが、例えば、動物の一番最初のところで、河川等の水域は直接改変を行わないから、影響がないって断言したりしていますよね。あと、他の箇所でも事業想定区域の外だから関係ない、影響はないと断言していて、環境ってそんなに簡単なものじゃないので、事業実施想定区域の外だろうが、直接改変しないであろうが、影響を及ぼすので一生懸命みんなで知恵を合わせて考えているわけですね。なので、少なくとも科学的な書き方をしてください。本当に、「ない」と言い切れるのって相当な状況じゃないと「ない」とは言い切れないので。その辺をぜひコンサルタントの方がきちんとやっていただけたらと思います。そうじゃないと、「ない」って言い切られちゃうと、もう何も建設的な議論ができないんですよ。要は細やかな気遣いをして、修正しましょうみたいなときにはそれは影響ないですからっていうことになってしまいますので。わかりますかね。離れていたって、濁水が水域に行くことは当然あり得るわけですよ。もちろんそういう工事はなさらないと思いますけど。

【参考人】

よろしいでしょうか。途中で申し訳ありません。今の点に関してですけども、これは配慮書の時点ですべて、基本的に影響の対象が直接的な影響のみとしております。そういう観点でちょっと書き方は限定的になってしまっているんですが、おっしゃる通り、方法書以降に関しては、工事中の影響とか、特に濁水とかですね、間接的な影響も含めて、もちろん対象にして調査・予測していくことにしております。

また先ほど平野先生からいただいたご意見もですね、参考にももちろんさせていただきながら、限定的な表現といいますか、言葉尻の話も含めてですね、注意しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【平野会長】

基本的には姿勢の問題なのでよろしくお願ひしますね。さっさと手続き的に済ませましょうみたいな姿勢に見えちゃうんですね。そういう語尾に表れて。きちんとした姿勢を見せていただければと思っていますので、一緒に良い風力発電施設にしていきましょう。

ついでという語弊がありますが、太田先生のご意見の、一つ目ですね、この取り付け道路が実はかなり影響をいろいろと及ぼすと思いますので、今回配慮書では、動物関係の轢死ですね。直接は意識されておられませんが、多分これから取り付け道路の位置は大体こうしなきゃ駄目みたいな話が決まっていると思いますが、その検討の際にはぜひなるべく改変を小さくするっていうだけではなくてですね、動物にもやさしい道路にしていいただければと思います。

では、他にございますでしょうか。委員の皆様、ご意見ご質問いただければと思います。伊藤先生どうぞ。

【伊藤委員】

はい。伊藤です。よろしくお願ひします。まず、その重要な地形っていうのが抽出されていて、今回、予測もしていただいて評価していただいているんですけども、本編 227 ページに、その評価結果が出ていて、今回のご説明の中にもありましたけれども、現地調査等により、重要な地形の分布及び状態を把握するということでしたけれども、具体的にどのような方法を考えておられますか。

【参考人】

基本的には景観の調査と似たような調査をイメージしておりまして、人の住むような地域のところから撮影をして、フォトモンタージュを作成して、どの程度どのような景色に変化が生じたかというような調査になるかというふうに思っております。

【伊藤委員】

今のは多分、自然景観資源の方での地形の持っている景観資源としての方をお話されたと思うんですけれども、重要な地形地質という方ですね。岩塊流とか岩塊斜面を含むということでピックアップされているんですけれども、こちらについてはどのようなかたちで、その分布状態を把握されるおつもりですか。

【平野会長】

225 ページの方ですね。

【伊藤委員】

はい。図としては 225 ページですね。評価の方で出てきている図としては、そうですね。

【参考人】

今後、現地に行って把握するようなかたちになるかなと思うんですけど、まだ具体的には決まっておきませんので、この図に関しても資料のみの表記となっておりますので、今後、確認に行って確認するようなかたちになります。

【伊藤委員】

岩塊流とか岩塊斜面が確認される可能性がある範囲として、225 ページの図では典型地形ということでエリアが示されているので、基本的に地形改変されると、地形自体は重要な地形として認識されているのであればそれがなくなってしまうので、そういった意味ではこのエリアを避けるっていうのが一番簡単な対処方法だと思います。ということで基本的には避けた方がいいでしょうというお話をします。

あとは 227 ページに関連して先ほどもお尋ねした内容ですね、具体的な方法なんですけれども、これは岩塊流とか岩塊斜面の分布図を作成するということが必要になってくると思います。作成なんですけれども、基本的には空中写真判読と現地調査の組み合わせで、岩塊流と岩塊斜面についての分布図を作成して、基本的にはそれらの分布域を避ける。或いは、既に人工改変がなされているような地域、場所なのであれば、それを活用してと言ったらあれですけどもすでに壊されている場所ということで、分布の状態を把握することができると思いますので、大変かもしれませんが、空中写真判読と現地調査で岩塊流と岩塊斜面の分布図を作成してください。それが今回の予測評価結果でおっしゃっている分布状態を把握するといったところに繋がると思います。

岩塊流とか岩塊斜面というのは、一般的な地形分類図や地形分類に関する書籍では出てきません。そこで、岩塊流や岩塊斜面を対象とした他の地域で行われている研究論文がありますので、後で事務局を通じて、いくつかご紹介します。他地域の岩塊流であったり、岩塊斜面の地形の見方ですね。こういった地形の特徴があるのかっていったことを踏まえた上で、空中写真判読と現地調査をして分布図をまず作って、225 ページの図からより詳細に絞り込んでいるような地形の分布を確認していくという作業をしてください。いかがですか。

【参考人】

ご指摘ありがとうございます。わかりました。

【伊藤委員】

それに関連してなんですけれども、岩塊斜面というのは、結構風穴がしやすい地形とも言われていて、風穴に関してはまたちょっと調べていただければとは思いますが、そういった場所だと今度は植物がかなりその風穴周辺で、特徴的に見られる植物群落なんかが出てくる可能性もあります。そういった場所ですので、岩塊斜面の調査を現地でされる時に併せてそういった植物の調査なんかもされていくようなかたちにしていかれたらいいんじゃないかなと思います。他の地域でも岩塊斜面とそこで作られている風穴との関係という研究なんかもされてますので、ここでは研究論文とか出てないと思いますけれども。もしかしたらそういった可能性があるので、併せて調査していただければと思います。まず、それが地形の方の1点目です。よろしいですか。内容わかりますか。

【参考人】

はい。ありがとうございます。

【伊藤委員】

会長、ちょっともう1点よろしいですか。

【平野会長】

はいどうぞ、ありがとうございます。

【伊藤委員】

宮城県の方で、自然災害、かなり多発していて、住民の方々も随分懸念されていて、環境評価と直接関係ないと思われるかもしれませんが、特に土砂災害に関して、地形地質の方から指摘させていただいています。

国土防災関係のところになりますので、本編ですと201ページから、国土防災関係が出てきています。

201ページから出てきていますけれども、この場合には特に関連してくるのは、お話ありましたけれども、保安林と砂防指定地が出てきていますので。そういったところは基本的に避けてくださいという指摘をまずはさせていただいています。

あとですね、追加して国土防災関係に入れて欲しいのは、山地災害危険地区です。山地災害危険地区は、県のホームページで閲覧することが可能です。国指定のものも、県指定のものも確認することができますので、そちらの方の情報も載せてください。このエリアですと、私がざっと見たところだと、崩壊土砂流出地区に一部該当しているようです。崩壊土砂流出ってというのは、土石流の発生について危険地区として出しているのです。県の方ですと、溪流の線の状態でしか、図示されていませんけれども、流域としてとらえて、その流域を改変すると、土石流の危険性が高まるということになりますので。法的な規制はないんですけれども、あらかじめそういった土砂災害なんかの危険性っていうのを踏まえた上で、あとは基本的には避けた方がいいと思いますけれども、私は避けた方がいいという指摘をさせていただきますが、どのようなかたちで絞り込んでいくのかということですね。想定区域を絞り込んでいく時の参考にしていただければと思います。いかがでしょうか。

【参考人】

はい、わかりました。方法書以降では山地災害危険地区についても記載するようにいたします。

【伊藤委員】

基本的にはこういった関係するところは避けた方がよろしいんじゃないかということで指摘もさせていただきます。よろしく願います。

【参考人】

はい、ありがとうございます。

【平野会長】

はい、よろしいですかね。他、いかがでございましょう。

【事務局】

会長、事務局ですけれどもよろしいでしょうか。

【平野会長】

はいどうぞ。

【事務局】

今の地形・地質の話に絡めて、県立自然公園の指定についてご説明した方がよろしいでしょうか。

【平野会長】

そうですね。ぜひよろしく願います。

【事務局】

はい、事務局ですけれども、県立自然公園気仙沼の指定について説明させていただきます。図書の括弧の 194 ページをお開きください。今回の事業実施想定区域が全域、県立自然公園気仙沼に指定されておりまして、この地形地質的に特性を有する土地であるということとして、公園に指定された理由について説明申し上げます。「古生代より中生代初期にかけての造山運動サイクルで完成された古い山地で、地形・地質的に北上山地の特性を有する。特に地質学的には腕足類、紡錘虫、三葉虫などの化石が多く、また地形学的には海岸段丘の発達と、典型的なリアス海岸で特徴づけられ、学術的に貴重な地域である。」以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。この自然公園の指定理由も地形・地質ということですので、ぜひ地形・地質への配慮をもった事業にと思います。

石井先生、お待たせしました。どうぞ。

【石井委員】

放射線のことについてご質問したいんですけど。何か放射線の専門の方とご相談なさったんでしょうかね。事業者の方に質問してるんですけど。

【参考人】

現時点では放射線に関するヒアリング等はありません。

【石井委員】

そうだと思います。放射線についてはやらなくていい、というかたちになっていましたけど、気仙沼は、マツタケの産地として、そういったプルームが気仙沼から入って行って、栗原市の方まで行ったということで、汚染されているために、現在、マツタケの出荷に関しては、汚染検査をやって、出荷しているんです。その中で、汚染されているものも出てくるっていう状況になっております。そういう意味で、空間線量が低いんですが、山の中の微量な、要するに放射性セシウムがマツタケに付いてしまったりすると、ア

ウトになってしまいます。従って、要するに、風力発電を建てる周りのマツタケの栽培状況とか、その距離とか、工事をやったときに、放射性セシウムが飛んでいかないかどうかとか、そういったこと等が非常に心配されます。環境省が言っているのは、ただ、放射線が高いところで作業すると、被ばくうんたらかんたらってということなんですけど、そういうことではなくて、気仙沼にとってはかなり深刻な問題になると思います。ちなみに、キノコというのは、要するに、培養地からのセシウムをですね、手元に吸い上げる能力が一点何倍ってということで、かき集めるんですね。それが稲とか、畑にあるものと全然違って、100分の1とか、1000分の1とかっていうふうにして吸収しているんです。キノコは全然違うんです。だから工事とかなんかで、そういったものが飛んで行ったならば、吸ってしまうので、そこら辺の調査をちゃんとするべきで、今回なして書いてあるけど、ぜひやって欲しいと思います。どうでしょうか。

【平野会長】

はい。いかがでしょう。方法書に向けてそういう調査もしくは対応策ですね、検討いただければと思いますがいかがでしょう。

【参考人】

はい。承知しました。方法書にて検討することになるかなというふうに思います。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。石井先生よろしいですか。

【石井委員】

今までと違って、ホットスポットなんていうことよりも、むしろマツタケの栽培に影響与えると、気仙沼の人達は大変困ると思います。ということで、そこら辺を考慮した工事を考えて、影響を与えないようにやると、いうことをちゃんと調べないとですね。よろしくお願いします。

【平野会長】

一度、放射線関係の専門家の方とご相談いただいてですね、要は御社の事業によって、マツタケの線量が上がってしまいましたっていう、非難をされない状況をきちんと作っていただければそれでOKだと思いますので。

【石井委員】

その通りです。

【平野会長】

なので、単に線量測ればいいというよりは、工事での飛散防止策とかですね、地形改変によって、表土等々が流出して他のところで線量高くなっちゃった、あるいはマツタケの線量が高くなったことが起こらないようにどのように工事をしていくかと。そういった多分配慮の問題で、必ずしも方法書で何か調査をしなきゃいけないって話でもないかもしれません。ちょっとその辺は専門の方ともお話いただいて、よりよいものにしていただければと思います。

【参考人】

はい。まず専門家へのヒアリングについて行っていきたい、考えていきたいと思います。

【平野会長】

はい。他いかがでございましょう。由井先生、どうぞ。

【由井委員】

動物の生息環境との関係でちょっと質問したいところがありまして、本編のページ 46 に取り付け道路が書いてあります。ここに河川図も一緒に書いてあります、本編 46 ページですね。初めの方の輸送計画という、前の方を見ると既存道路を利用すると書いてあるんですけども、ページ 46 に示された青い線の部分は全部既存道路でしょうか事業者。

【参考人】

はい、青の斜線で示しているのは現状の道路になっているところです。

【由井委員】

拡張計画とか伐採はなしですか。

【参考人】

ここに関しては拡張等を行わせていただく可能性もあるかなと思います。

【由井委員】

そうですね。わかりました。

もう一つは、ページ 118 ページに、重要な植物群落のところですけども。2つあって、まず、植生の専門家の方が質問するかもしれないけど、鳥の方のハビタット(生息地)としてお聞きするんですけども、徳仙丈山のススキ草原っていうのが、下の方に載っております。しかしながら、ページ 95 の植生図にはそれがなくてですね、それからページ5の衛星写真にも、ススキ草原が見えないんですけども、これはもう現地確認済みでしょうか、事業者。

【参考人】

現地に行って、この場所はまだ確認していないという状況になります。

【由井委員】

そうですね。

【参考人】

徳仙丈山のススキでいうと、どうしても観光スポットみたいところで位置付けていて、ここにススキがあるのは間違いないのかなと。

【由井委員】

そうですね。画像でははっきりしないんですけども、本編ページ5の衛星写真だと全くそれらしいものが、見えなくて濃い緑しか写ってないんですけどもね。写真の撮りようによるかもしれないけど、ススキ草原は、このページ 118 に示すと通りの規模で、残っているということよろしいですか。

【参考人】

規模みたいな細かいところまでは確認できてないんですけども、このあたり、一定程度あるというふうに聞いてます。

【由井委員】

そうですか。はい、わかりました。以上です。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。よろしいですかね。他いかがでございましょう。

私から景観の話について申し上げておきます。先ほど申し上げましたように、気仙沼市民の森風力発電事業が使わなかった場所を使うことになるので、なかなか悩ましい事業になっていると思います。この熊山のピーク。要は目立つところなので避けたんだと思いますが、この熊山から実際の市民の森にかけての尾根筋が多分一番重要な候補の一つになるかと思いますが、ここも市民の森が、人と自然との触れ合いの活動の場にもものすごく近接して、離してつけても、ものすごい圧迫感になるような場所ですよ。それを気仙沼市民の森風力発電事業では外していたのと、この話は先ほど伊藤先生がご指摘で、砂防指定地の最上流部分が尾根筋になるんですね、ここの改変がちょっと、南側の斜面に対して砂防の懸念がちょっとあって怖いと、二重の意味で、この熊山から市民の森が難しそうだと考えると、手長山の前後に少し尾根があるので、かなり独立峰に近い山様ですが、前後に尾根があるので。そこにいくと今度は気仙沼の市街地から丸見えの場所になるんですよ。だから本当、ここにやると市街地からも丸見えになりますし、その北にある国道 284 号だとか大船渡線が通っている。かなり、それなりの交通量のルートからも多分見えることになると思いますんで、おそらく今回あの 289 ページで、ちょっと垂直視野角を出していただけてますけど、どこがいいかな。(気仙沼大島)ウェルカム・ターミナルじゃないよね。これは、内湾から見えないのかな、背後の山がしきってくれるから。市街地からやっぱり2度から1度ぐらいで結構な大きさで見えてますので、多分この手長山あたりの風力(発電機)が影響してるんだと思います。なので、結構、工夫して軽減しましたっていう配置計画がとても難しい感じですよ。なので、相当慎重な計画を立てていただけたらと思いますので、やっぱりそういう意味で先行事業者の方は、相当配慮なさって目立たないところ、影響が小さいところに、触れて建てておられるんだなっていうのがわかるかだと思います。

【参考人】

はい。ありがとうございます。最初にお話しいただいた市民の森のところは気仙沼市とも対話をしておりまして、必ずしも現状で、すべてを把握できているわけではないんですけども、その市の方々にもお話を伺いながら、実際どういう利用をされていて、どういう配置をしようかと、市として住民として困ってしまうかということはいくらも伺っていきたく思いますし、各種景観関係がいったいどこからどういう形でみえるのかということも総合的に評価しながら、今後の計画を検討していきたくなというふうに思っています。

【平野会長】

はい。よろしくお願ひします。他にいかがですか。永幡先生、どうぞ。

【永幡委員】

はい。永幡です。2点あって、まず1点目は騒音なんですけれども。この500メートルっていうのは、かなり近いと思うので、何とかして欲しいなと思ってる場所なんですけれども。今の段階で言うのが良いのか、方法書になってから言うべき問題なのかちょっと微妙な問題かもしれませんが、風車騒音に関する科学的知見というのはまだ十分ではないので、例えば日本の中の疫学調査でも1.5kmぐらい離れたところであっても、2kmぐらい離れたところと比べれば睡眠のリスクが出てくるっていうような報告も出ています。それを考えると、やはりそういう知見もある中で、でもこれだけ近いところやっても大丈夫だってことを言いたいのであれば、やはりちゃんとそれをかなり慎重に、科学的にちゃんとやっていただかないとよろしくないんじゃないかと思ひます。ですから、今、方法書の段階では、何かこうい

ものを参考にしてこのように評価するんだっていうことを言ったださるっていうことをここで確約してもらえば、多分今日の時点ではその程度でいいのかなと思いますが、その辺のお考えをお聞かせいただけたらというのが、まず1点目です。

【参考人】

はい。そうですね、配慮書時点には風車位置も示しておりませんので、方法書以降では多分、風車位置も示すことになると思います。その上で、最短の例えば、近くの民家ですとかそういったところに調査地点を設けるようなかたちになるかなというふうに思っております。調査をした上で、本当に騒音の影響があるのかどうかっていうようなことを判断するとなるかなというふうに思います。

【永幡委員】

はい。物理的な方でどうなるかっていうことに関しては、かなり正確に今でも予測できてるんですけども、問題は、それが結局人に対してどれだけ影響を与えるかっていう話なんです。それに関しては、常にちゃんと最新の知見を調べた上で、どれぐらいまでの、どれぐらいのレベルになれば、或いはどれぐらいの距離であれば問題になるというふうに世の中で、今知見があるのかを十分に見極めた上で、その上でちゃんと、単純に環境省がこういう指針を出してるからとかそういうような言い方ではなく、科学的にちゃんと議論していただきたいと思います。環境省が出してるもの自体も健康に対する影響がすべてちゃんと読み解かれた上で作られたものではないってこと認識してください。以上です。

【参考人】

はい。ありがとうございます。

【平野会長】

環境省の資料にも、その逃げは打ってあると思うんですよね。でも指針が全くないと、皆さん仕事がうまく進まないで指針を示してるけれども、もちろん、危険性を持った指標であるということですね、ご理解いただければと思います。ちょっとついででいいですか。その関連で、景観のところでも気象協会の方々に、10回目ぐらいなんですけど、送電鉄塔の見え方を参考として、何も言わずに付けてるのは本当やめていただけませんか。これを使うと過小評価になるって、少なくとも定性的には自明なんです。だからこれを使って評価すると過小評価になって、より危険なことが起こりやすくなるわけです。なので一言注釈をつけてください。これしか基準がないので援用するが過小評価になるので、注意して用いるとか一言書いてあればいいんですが、それをいつもつけてくださらないんですよね。本当お願いします。科学的にやりましょう。正しくないものを持ってきて、数字があっているから大丈夫っていう言い方は本当にやめていただきたいと思います。

【参考人】

はい。承知しました。

【平野会長】

はい。永幡先生、話の腰を折りましたがどうぞ。

【永幡委員】

はい。あともう1点が、人と自然との触れ合いの活動の場のところなんですけれども。評価結果のところ、いずれも事業実施区域想定区域に含まれる直接的な改変は生じないことから重大な影響はないと評価するって書いてますが、音というのは飛んでいくんですよ。だから、直接的な改変がない、生じないから重大な影響はないなんてことはありえないわけで、大体そもそも、騒音の項目で、評価していると

ころってというのは、事業想定区域から 2km の範囲ですよ。少なくともそこまでは、何か問題が生じる可能性があることを認識しているからやっているわけですよ。なので、人と自然との触れ合いの場というのは、静穏性がなくなってしまうら駄目になってしまう場合もあります。例えばバーベキューだけをやるような場所であれば、多少音が聞こえても全然大丈夫。もちろんそういう例もあるんですけども、そうではなくて静けさが求められるところというのものもあるわけで。ですから、配慮書の段階で、騒音を 2km の範囲で見ると同じぐらいに、少なくとも同じぐらいの範囲においては、どういう施設があって、人と自然との触れ合いの活動の場として。そこでそれぞれ、必要な静穏性がどれくらいかあるのかってというのは、もちろん方法書以降でやっていただければ十分な話なんですけども、そのどういう地点を調べなきゃいけないのかってというのは配慮書の段階で押さえておかなければ、方法書の段階で出てきませんよね。

なので、これはまず直接的な改変が生じないことから重大な影響はない、ということに関しては、おかしな指摘だっていうことを十分踏まえた上で、少なくとも静穏性を考えたら、どこを調べなきゃいけないのかってということに関しては、配慮書の段階できちんと上げていただきたいと思います。

【平野会長】

よろしくお願いします。少し時間が押し気味なので、いいですよ。ぜひ対応ください。多分、この手の私の揚げ足取りもそうなんですけど、一度コンサルタントの方で、ストックの資料のですね、書き方の語尾を書き直していただくのが一番いいんじゃないかと思うんですよ。当然ながらあちこちと同じようなことやっておられるので、コピペをベースにまず始めて書き換えていくってことが当たり前だと思ってますし、それは正当だと思いますので、その元文章が変わると全然変わると思います。こういうくだらない議論しなくてよくなるので、よろしくお願いします。

【参考人】

はい。わかりました。

【平野会長】

はい。他いかがございましょう。野口先生どうぞ。

【野口委員】

すみません。時間が押しているところ申し訳ないんですが、3点ほどございます。1点目は、203ページの保安林のところになります。事業実施想定区域内に保安林がございますが、それを見ると、干害防備保安林というふうになっています。この干害防備保安林っていうのは、その簡易水道や各種の用水などの局所的な用水水源を保護するために作られるものでして、おそらく対象が決まっていることと思います。その対象はやはり確認していただいた上で、影響が出ないように、保全を考えていただくことが必要だと思いますので、そのへんよろしく願いいたします。

【参考人】

干害防備保安林の対象を確認するということで。

【野口委員】

そうですね。その保護対象となっている水源などがおそらくあるかと思うので、県の保安林に扱っている部署に確認していただいて、ということがよろしいかと思います。

【参考人】

承知しました。はい。ありがとうございます。保安林の部署さんと話を開始していますのでその中で確

認させていただきます。

【野口委員】

よろしくお願いたします。それから、248 ページの植生。先ほどご説明でも言及されていましたが、269 ページの専門家のご意見もあったかと思うんですけれども、この 248 ページの図の 12 番。対象地域の想定区域の真ん中あたりの 12 番のところが、ヤナギ群落というところで、おそらく谷沿いの植生だと思うんですけれども、自然度の高い植生が残っている可能性があるということで、何も影響ないように、今後の調査と、その影響回避をしっかりとさせていただきたいと思います。同じくやはり、谷沿いの植生が絡んできそうなのが、取り付け道路の青の斜線で示された取り付け道路のところですね。そちらも、拡幅をされた場合に、溪畔あるいは、水田周辺などの植生に影響が出ることがいえると思いますので、配慮書段階ではそれらをきちんと調査できる設計にさせていただいて、影響の回避を図っていただきたいと思います。

【参考人】

ご指摘ありがとうございます。まず現地調査については、その植生の状況ですとか範囲ですとか、そういったものをしっかり把握して、設計等にも反映していきたいと思います。よろしくお願いたします。

【野口委員】

よろしくお願いたします。最後になりますけれども、こちらの区域は全域県立自然公園であるということで、指定要件は地質だということですが、原生的な自然が残っているというよりは、市民の森なので、市民の皆さんが気軽に入れる山になっているように見受けられます。先ほど会長の方からご質問がございましたけれども、黒森山ですとか熊山といった辺りにも、ウェブなどを見ると登っている方がおられる様子ですので、人と自然との触れ合いの活動の場の評価に加えていただくか、或いは、評価対象にするかどうか一旦利用状況などを見て検討していただくことがよろしいかと思えます。

【参考人】

はい。承知しました。黒森山についても検討対象に入れるかどうか、それは考えていきたいと思えます。

【野口委員】

黒森山と熊山ですかね。

【参考人】

失礼しました。

【平野会長】

ただもうすでに風力発電機が建っているんですよ。4基ね。

【野口委員】

そうですね。建っているところを歩いている人がいるようですので。実際の状況は私もわからないんですけれども。景色の面というよりは道自体が使えなくなってしまうことのほうが問題かもしれないんですけれども。ご検討いただけたらいいのかなと思います。

【参考人】

はい。わかりました。

【平野会長】

よろしくお願ひします。配慮書段階ですので、まだいかようにも動けるとお思いますので、そういう利用にも影響が小さいような計画としていただければとお思います。すみません、時間が押していますのでこれぐらいで打ち切りたいとお思います、希少種の生息場所の特定に繋がるようなご意見ご質問ございますか。由井先生、大丈夫ですか。

【由井委員】

希少種は、かつてはいましたけれど今はなくなってしまったので、今回はコメントなしです。

【平野会長】

はい。わかりました。では、質疑の方を終わりにしたいとお思います。ありがとうございました。参考人の皆様、ありがとうございました。長引きまして申し訳ございません。

【参考人】

ありがとうございました。

<参考人入室>

②(仮称)白石小原陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問:質疑応答)

【平野会長】

はい。それでは再開したいとお思います。

審査事項2ですね、(仮称)白石小原陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書についてです。本件には希少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、分けずに審査を進めて参りたいとお思います。まず、資料 2-1 から 2-2 について、事務局の方からご説明ください。その後引き続き、資料 2-3 から 2-4 について参考人の方からいただければとお思います。それでは、よろしくお願ひします。

【事務局】

資料 2-1 及び資料 2-2 について説明。

【参考人】

資料 2-3 及び資料 2-4 について説明。

【平野会長】

ありがとうございました。まず私の方から、皆さんにお聞きしてるんですが、全般的なことお聞きします。配慮書でいうと 21 ページですね。複数案の考え方ということで、これはここに書いてありますように絞り込みを行っていくと今の範囲から事業予定区域の範囲から絞り込みを行って影響の小さいところを選んでいくというつもりでいらっしゃるかどうかのご確認です。いかがでしょう。

【参考人】

回答させていただきます。現状の範囲でございますので、今後の調査によって、絞り込み等を検討していくことは考えております。

【平野会長】

はい。よろしくお願いします。

ぜひ、大事なことですのでお願いしたいと思います。続いてですが、その下にゼロ・オプションの設定のところが書いてありますが、民間事業においてゼロ・オプションを想定することは現実的ではないと言っているのは環境省であって、事業者の皆さんはぜひゼロ・オプションも含めて考えてください。

環境省はアセスメントの制度を設計する側として、事業者にそれを求めるということはすべきじゃないけれども、事業者の皆さんはゼロオプションをいつも持っているわけですよね。なので、環境省がそういう制度化することは現実的ではないというのはその通りだと思いますけど、事業者の方々はいつでもゼロ・オプションを持っておられるので、これが正しいという書き方が気持ち悪かったので、言葉尻で申し訳ありませんがよろしくお願いします。

【参考人】

はい。

【平野会長】

はい。関連して申し上げます。これは全般的事項なんですけど、周辺に(仮称)福島北風力発電事業がございます。実は配慮書段階か方法書段階だったか忘れましたが、今回、御社が企画しておられる大きく二つの事業区域があると思いますが、西側の事業区域は、環境配慮をした結果、この(仮称)福島北風力発電事業がやめた場所です。風穴があったり、萬歳楽山の景観も含めてですね、あと鳥類の渡りのコースとかいろんなことがあって、福島北風力発電事業の皆さんがこの絞り込みの中では環境への影響が大きいのでやめたという場所ですのでご注意ください。多分、委員の皆さんから同様の意見が出るとお思いますので、よろしくお願いします。

ついでに言いますと、東側のグループの方も一部、同様に(仮称)白石越河風力発電事業の方で、やめた場所がかかっております。なので、周辺事業が、環境への影響に配慮してやめた場所の中心で御社が事業しようとしているってことですので、相当慎重な姿勢が必要だということをご理解いただければと思います。

【参考人】

はい。周辺の発電事業がやめた場所ということに関しましても、慎重に検討を進めまして、事業の検討を行っていきたいと考えております。

【平野会長】

よろしくお願いします。そういう場所であるのご理解いただければと思います。

まず、欠席委員からのご意見がありましたら、事務局からご紹介ください。

【事務局】

はい。太田委員からの事前意見を代読いたします。

「動物について。方法書では地上性の動物についても影響の評価ができるように十分な調査計画を立てること。特に配慮書では予測、評価から除外されているが、工事中も含めた周辺道路の交通量増加に伴う轢死についても評価できる調査が必要。本件は取り付け道路の延長が長くなるようなので特に注意が必要と思われる。

重要な種の主な生息環境として、樹林、草地、耕作地等を挙げているが、山地には地図だけでは把握できない小規模な沢や湿地等の水辺環境も存在する可能性がある。本調査の前に事前調査を行う等、しっかりした調査計画を立てること。

濁水対策等のために沈砂池を造成する場合には、それが生態系に及ぼす影響も評価する必要があるため、早めに造成計画を検討し評価に反映させること。」

以上です。

【平野会長】

今の事前意見につきまして、簡単に答えていただければと思います。

【参考人】

そちらにつきましては、方法書の方で手続きを踏んで、しっかりと事前調査から準備させていただき、水質調査に取り掛かりたいと思います。

【平野会長】

はい。よろしくお願ひします。取付道路が大事だと思いますので、慎重にご検討をお願いしたいと思ひます。はい。委員の皆さんいかがでございましょう。これは、まず伊藤先生から、地形がらみの風穴の話なんかも含めてお願ひします。

【伊藤委員】

はい。伊藤です。よろしくお願ひします。本編の60ページから重要な地形・地質に関して、記載されているんですけども、その中の63ページに重要な地形・地質がまとめられて準備されているんですけども、こちらの方にですね、先ほど会長からもお話ありました風穴の分布についても、確認をして図示するようにしてください。風の穴と書いて“ふうけつ”と読みますけれども、その風穴については、「日本の風穴」っていう本が出ていますので、「日本の風穴」の巻末資料の方に、この周辺の風穴、黒森風穴だと思いますけれども、経緯度で示されていますのでしっかりと書いていただければと思います。こちらの想定区域の周辺ということになっていくかと思ひます。ただ、見つけられている風穴はこれだけなんですけれども、それ以外のものも、もしかしたら風穴は今探されている途中であったりするので、もしかしたら周辺にも同じような風穴が確認される場合もありますので、現地調査の時にはもしかしたら、場所的にもこの事業計画ですと、西側の方の事業実施想定区域の方に隣接していますので、黒森風穴ですが、その周辺にももしかしたらそういった風穴があるかもしれないということで、重要な地形でもあるんですけども、植物でも特別な植物が生育するという意味でも重要な場所になってきますので、そういった地形と共に植物の調査もあわせてしていくような形になると思ひますので、まずは分布について確認していく調査を行っていただければと思います。

【平野会長】

伊藤先生、少々お待ちください。牧先生、すみませんが、風穴絡みについて、前回(他事業の審議)の時はいろいろと教えていただいていたと思ひますので、この辺りの風穴関係の希少な植物に関して、注意点等の御指摘をいただければと思います。

【牧委員】

そうですね。北側に風穴もあってですね、それと同じようなものがこの地域に見つかる可能性があつて、宮城県ではそこにしかないような植物が見られたりするので、万が一風穴があつた場合には、その周辺の植生をよくチェックしていただいて、想定外のもが出てくる可能性があると思ひます。例えば、隣県の山形県で見つかるけど宮城県では見つからないような風穴植物というのは結構あるので、そういったものが今回見つかる可能性がゼロではないので、そういった風穴地形というのは、よくチェックしていただければと思います。

【平野会長】

よろしいでしょうか。福島北風力発電事業の皆さんが絞り込みの中でここを外されたのは、多分そこ

だと思っております。非常に希少な地形があり、貴重な地形だからこそ生息する動植物がいると、そういう場所になっているということでございます。はい。伊藤先生、すいません、続きをお願いします。

【伊藤委員】

はい。続いてその重要な地形地質としてピックアップしていただいた萬歳楽山と雨塚山について評価していただいているということで、本編ですと284ページに出てきているんですけども、現地調査等により重要な地形地質の分布及び状態を把握するというふうに書いておりますが、具体的にどういうふうに分布を把握するご予定ですか。

【参考人】

はい。現地の状況確認をする時に専門の方の意見も踏まえて、そのような形で進めていくというふうに考えています。

【伊藤委員】

はい。非火山性孤峰の「こ」が違うと思いますけど、資料とかで出てきている「こ」が、違っていると思うんですが、孤立したピークなので、地形図とかで見ていったときに、特に山頂から見て明瞭な稜線が出てくるとか、或いは周りの状態と地形図で把握して、この範囲は、この山として、面としてとらえていくことが必要になってくるかと思えます。今回の図示されているのは基本的にはピークがずれていますが、ピーク的位置について、三角の点記号で示されていますけれども、面でとらえなければいけない地形だということをもっと認識していただきたいと思えます。いかがですか。

【参考人】

御意見いただきまして、ありがとうございます。

【伊藤委員】

はい。一応私の方での助言では、萬歳楽山の方ですと、ピークから標高800mくらいまでの範囲は少なくとも、萬歳楽山のピークとして確認できるような範囲として捉えた方がいいんじゃないかなというふうに思います。あと雨塚山の方ですと、ピークから大体標高650mぐらい。地理院地図で見るとそのぐらいの範囲かなと思います。基本的には、重要な地形というのは、壊されたらそれでなくなってしまうので、配慮書段階からお話をしてるんですけども、重要な地形である萬歳楽山と雨塚山及びその周辺については、基本的には、想定区域から外すってということをご提案したいと思えます。

【平野会長】

いかがでしょうか。

【参考人】

いただいたご意見を踏まえ、今後検討していきたいと思えます。

【伊藤委員】

はい。よろしくをお願いします。ここだとあまり人工改変されている場所が、特に萬歳楽山の方が少ないので、なかなか環境影響を低減するっていうことは難しいかなと思いますので、そういったことも踏まえながら、ご検討いただければと思います。

会長もう1点よろしいですか。はい。次ですが、アセスの影響評価のところからちょっと外れる部分でもあるんですけども、宮城県はかなり自然災害が多発していますので、住民の方々も自然災害については懸念されているところですので、地形地質の方からですね、災害関連については宮城県では指

摘させていただきます。本編の 247 ページから、国土防災関係について記述させていただきます。

まず保安林の図は 248 ページですが、分布しているということですね。あと、砂防指定地ですと、それだと図が 249 ページ以降に書かれていますが、そちらの方ですと、想定区域内に入っていたり或いはもしかしたらちょっと上流域が少しかかってくるかなといった場所になっています。あと地すべり防止区域もあつたりとかしていますので、ここはいっぱいあるので、いろいろとあちこち言うてしまうかもしれませんが、各種の土砂災害警戒区域があります。土砂災害警戒区域のところで特に土石流に関しては、土石流の被害を受けるところが警戒区域等に指定されるので、業者が土砂災害を防ぐというか未然に土砂災害を起こさないように検討していくってということで考えると、この警戒区域等を見るのではなくて、警戒区域になっている土石流を発生させる溪流を危険溪流と言ったりしますけれども、その溪流の流域を把握してそこの改変について十分留意しなければいけないということになるかと思います。

基本的には土砂災害警戒区域を図示した 264 ページから始まる土砂災害危険箇所っていうのはかなりリンクしてます。264 ページの土砂災害危険箇所の中で、黄色で図示された土石流危険溪流が流域の範囲になってます。ですので、こちらの箇所は、基本的に改変は最初の絞り込みの段階では避けた方がいいんじゃないでしょうかという話になります。指摘といういいいますか、提案ということになります。同じように土石流関連でいきますと、崩壊土砂流出危険地区が 261 ページに全体の指定状況を図示していただけてますけれども、崩壊土砂流出危険地区については、土石流の危険性のある溪流の流域を示しています。なのでこちらの開発行為に関しても十分留意していただきたいということで、基本的に絞り込みの段階では特にここは避けてくださいというお話をします。ここはかなり、特に東側の方ですね、東側の事業区域は特に住宅なんかも近くなってきました。そういった自然災害リスクが高くなるような改変に繋がってしまうかなっていうのもありますので、個人的にはこういった危険地区に関しては、現時点では、想定区域から外してくださいということですね。

あと、地すべり地形に関して 267 ページから抽出していただけてますけれども、こちらに関しては、こういったところを地すべり地形のところを風力発電設備を設置していくというふうに考えていかれるのであれば、詳細な地形解析なんかを行って行って、その設置を検討していただきたいと思います。すみません、ずっとしゃべって長くなりましたけれども、いかがでしょう。

【参考人】

回答させていただきます。今後、方法書手続き以降において、調査及び地形解析等をしっかり行いながら、慎重に設計していくことを考えます。

【伊藤委員】

ありがとうございます。環境影響評価とはちょっと離れる部分にはなるんですけども、もう随分、自然災害について住民の方々がかかなりご懸念されていますので、住民説明会とか開かれるのであれば、そういったことなんかも十分整理した上で、ご説明していただければと思います。

【参考人】

はい。わかりました。

【伊藤委員】

よろしく願いいたします。

【平野会長】

この地域は東側、西側の両方とも地すべりですとか、災害が危ない上に、西側が先ほど申し上げた風穴関係で希少な地形や貴重な動植物みたいな話が出てくるということで、なかなかどう軽減するのか

が難しいです。

また時間が押しそうなので手短に行きましようか。はい。永幡先生お願いします。

【永幡委員】

はい。永幡です。騒音のところは割と距離が離れているので、他の案件に比べればよいなと思いました。

言いたいのは人と自然との触れ合いの活動の場の方で、ここに関して静穏性の評価が全くされてないんですね。それで、風車が音を出してしまったら、音が届く範囲っていうのは、そこはもう完全にその環境として、音環境としては破壊されてしまうわけです。ですから、音が届きそうな範囲のところ、どういう活動の場があるのかっていうことを先に把握しておいて、方法書段階以降で、その静穏性がちゃんと十分に満たされるのかっていうのを調査していただかないとまずいと思っています。そのためには、やっぱり配慮書の段階で、必ずそのどこに静穏性が求められる可能性のある人と自然との触れ合いの活動の場があるのかっていうのを、騒音の場合と同じように調査しておいていただかないと、次のステップでなかなかちゃんと評価の過程が踏めないのではないかと思います。ですから、人と自然との触れ合いの活動の場で、静穏性が必要と考えられそうな場所に関しては、配慮書の段階で、リストアップしていただきたいなと思います。以上です。

【平野会長】

はい。いかがでしょうか。参考人の方。

【参考人】

はい。承知いたしました。

【平野会長】

よろしくをお願いします。結構影響する範囲もあると思いますので、しかも2ヶ所に分かれてございますので、よろしくをお願いします。はい。野口先生、先をお願いします。

【野口委員】

まず1件、全体に関わることで、見逃し、聞き逃していたら申し訳ないんですけども、11ページですね。道路整備状況が書いてあって、それと事業実施想定区域を重ねたものがございましてけれども、取り付け道路について、例えば林道原町線、真ん中のエリアの道路、或いは東側の区域の方、雨塚山のところの林道については周囲まで囲むように事業想定区域を設定されているんですけども、林道の西側の区域の福島県境のところ、林道北口線とか南半田赤坂線については、線だけなんですけれども、この違いは一体何でしょうか。

【参考人】

もともとですね、この東と西をつなぐ林道の小畑線と鳥取線、原町線というのは、白石市の越河側にですね、送電経路を地下埋設で置くという計画を検討してございまして、その変更区域及び周辺の改変経路においては、どこまで及ぶことになるかわからないということで設定させていただいた次第でございまして。同じく北口線、南半田赤坂線というのですね、こちらは送電線路ではなく、風車の搬入ルートを表しております、ここ検討している最中なんですけども、こちらと同じように赤で囲えばよかったのですが、どの程度、どの箇所を拡幅するというのも検討段階の状態になってない詳細設計になってないため、道路上を赤い線で表記いただくっていう表し方になっています。

【野口委員】

こちらの線のみについても、実際には拡幅の見込みはあるという認識でよろしいですか。

【参考人】

現地調査によって、どこを拡幅するかっていうのは今後検討していくものと考えております。予定では可能性はございます。

【野口委員】

そうであれば、本来囲っていただくべきかなというふうに思います。今後の調査で、あまり配慮書段階なので、このルートを利用されるということであれば、拡幅見込みなどもきちんと考慮して、調査計画を立てていただくようお願いしたいと思います。

【参考人】

はい。わかりました。

【野口委員】

あと植生についてもお話しても差し支えないでしょうか。まず 306 から 311 ページのところ、現存植生図の方がありますけれども、拡大した 309 から 311 ページ辺りの拡大図を拝見しますと、想定区域内にモミ林、ケヤキ林など自然度の高い植生が所々点在しています。やはり実際に、取り付け道路等を検討される際には、これらに対する影響を避けていただくようお願いしたいと思います。

それから植生関係でもう一点続けてまいりますけれども、332 ページの特定植物群落。334 ページの天然記念物の分布位置図を見ますと、先ほど牧先生からもご指摘ありました小原周辺の風穴植物群落やケヤキ林など、大半は、萬歳楽山から見て下流側、少し距離を離れているものの、斜面の下の方に相当するものだと思います。なので、風の通り道や地形、水みちなんかの関係で影響が出ないとは言いきれないような場所ですので、そのあたりも十分考慮していただいて、今後の調査を進めていただきたいと思います。以上です。

【平野会長】

はい。いかがでしょう参考人の方。

【参考人】

はい。かしこまりました。検討させていただきます。

【参考人】

はい。よろしく願います。由井先生、願います。

【由井委員】

はい。コウモリに関してなんですけども、本編のページ 304 に、コウモリの専門家が白石駅とか、桑折国見町間の新幹線の橋脚にヒナコウモリのコロニーがあると書いてあるんですね。ヒナコウモリは日本の風力発電で最もよく風車に当たる種類としてこのとおり専門家の意見ですと、非常に近いところにコロニーがあるので、たくさん当たると思います。それで、事業者は、ページ 314 に飛翔高度に留意した調査をすると書いてあるんですけども、調査を終えた後に、機種を決めるんならいいんですけども、先に導入機種を決めてしまっていると、コウモリ衝突防止のためのカットイン風速のアップとか、フェザリングといって、翼を水平にして休めるようなそういう機能の遠隔操作ができる、できないによって、根本的にその対策が違うわけですよ。ということから、ここで導入する機種がすでに決まっているかどうかをお尋ねいたします。

【参考人】

計画している機種は一応確定でございます。

【由井委員】

その機種は、フェザリングとかカットイン風速のアップが可能なものでしょうか。

【参考人】

遠隔で可能なものとなっております。

【由井委員】

それはよかったです。それをやれば、岩手県の最近の例では9割ぐらい衝突死が減少した(8月中旬から1か月の調査)ことがわかりましたけれども、外国の例ですと、渡りの時期によく当たるといっているので、渡りの時期は、実は追い風に乗って飛ぶので、風速10メートル以上でも飛ぶんですよ。その時に当たる可能性があるので、カットイン風速とフェザリングを遠隔操作する機能の機種を導入することは非常に素晴らしいことなんですけども、さらにですね、実際にそのコウモリがどのぐらい春秋の渡りの時期に飛ぶかに応じて、今の機能だけでなく、それ以外にも超音波発信とかいろいろありますので、あらかじめそういう装置が風車に設置できるかどうかとも検討していただきたいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

【平野会長】

ぜひよろしくをお願いします。それで、そのカットイン風速のアップやフェザリングを遠隔でコントロールできるっていうのは影響低減する上で極めて、有効な手段でございます。例えば今日の資料で言いますと、25ページなどに一言も書いてないのはものすごく残念なので、ぜひそういう強い対策を取っておられるんですから、自ら書いていただければと思います。はい。石井先生どうぞ。

【石井委員】

放射線については、調査方法の選定から環境事項の選定から外したというのは、その根拠が小学校のグラウンドとか、除染が終わったところの空間線量を測ったのを示しているんですけど、次のページですね、そこで言えば、結構汚染がされているところが見られているわけですね。142ページなんですけど、汚染されている4,500 Bq/kgというふうにして整理されてるところがありまして、事業実施想定区域で空間線量は測られたのでしょうか。

【参考人】

現状、まだ測っておりません。

【石井委員】

この地域は、飯舘村からずっとやってきて、丸森町、白石市の一部という汚染された地域なので、放射線のことを考慮しないっていうわけにはいかない地域です。実際に山に行くと、ホットスポットなどは存在していると思います。従って、ぜひ配慮書の調査の事項に入れるっていうことですね。その次にやり方なんですけど、5cm土を取ってきて、それをかき混ぜるというやり方では周りの人たちに対する信頼をなくしますので、まず、一番上のリター層を測ります。次にその下にある土を1cmずつ、大体5cmぐらいに渡って測ってやると、表面に相当多くの放射性セシウムがあるってことがわかります。それを評価して、白石市のいろんなところがですね、山のキノコとかが復興しようとしているのが多いです。こういった場合、工事によって高濃度の放射性物質が飛び散るっていうのは、本当に問題なので、その辺の飛散とい

うことを考慮した事業を考えて、そういうことはないというようなことを、次の段階の図書には入れて欲しいなと思います。

【平野会長】

よろしいですかね。これ近隣の案件で、リター層と表土とともにですね、放射性廃棄物として管理しなければならないレベルに非常に近い濃度が出ております、事前の調査で。それほど条件が良くないので、このエリア。方法書段階ではぜひ放射性物質をどう扱うのかについて、きちんと検討の上入れて、調査の方法も大事なんです。それを踏まえた施工計画ですね、そういうのをぜひ考えていただければと思います。よろしくお願いします。

【参考人】

ありがとうございました。

【平野会長】

はい。他いかがでございましょう。はい。山本先生どうぞ。

【山本委員】

はい。既に全般的な事項で会長の方からお話があるので蛇足になるかもしれませんが、やはり、本編246ページの景観計画区域については、慎重になっていただきたいなと思っております。福島県の県境までに色が付いてるだけであって、景観というのは一体のエリアを計画の対象とするものですので、かなりここは慎重になりませんか宮城県に建てたものが福島県に大きな影響を及ぼすということは、本審査会としても避けたいと思いますので、慎重にお願いしたいと思います。以上です。

【平野会長】

ぜひよろしくお願いします。ついでに景観の話が出たんで、景観でもないんですが、今回の配慮書のベースマップにコンターがほとんど入ってない荒い図面になってます。実は、こういうのを重ね合わせていってですね、どういう事業にすれば、影響が小さく事業できるだろうかって皆さんが考える上で、地形を何も考えないことになっちゃうんですね。コンターが書かれてないのでわからないですよ、この荒いコンターだと。なので、我々がもちろん適切な助言をできない状況にもなるのももちろんなんです。皆さん自身が適切な検討をできない図面作りになっていますので、これはぜひ方法書からきちんと地理院地図の5万分の1から2万5000分の1をベースにしてですね、詳細なコンターは地形はものすごく語るの、地形の情報をないがしろにしない地図づくり、図面づくり、資料づくりをぜひお願いしたいと思います。

【参考人】

はい、かしこまりました。

【平野会長】

はい。逆にこういう資料出されると、我々は、地形との関連性はあまり検討していませんっていうふうには宣言なさってるのと同じなんです。はい。なのでお気をつけいただければと思います。他にいかがでございましょう。大体でそろいましたかね。はい。ということで長々とありがとうございました。これで質疑を終了にしたいと思います。他事業者が環境のために遠慮くださった場所であるってことをぜひご理解いただいてですね、丁寧かつ慎重に検討進めていただければと思います。

参考人の皆さん、ありがとうございました。退出していただいて結構です。

【参考人】

ありがとうございました。

<参考人入室>

③新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書について(諮問:質疑応答)

【平野会長】

はい。それでは再開したいと思います。

審査事項3ですね、新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書についてです。本件には希少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、分けずに審査を進めて参りたいと思います。まず、資料3-1から3-2について、事務局の方からご説明ください。その後引き続き、資料3-3 から3-4について参考人の方からいただければと思います。それでは、よろしく申し上げます。

【事務局】

資料3-1 及び資料3-2 について説明。

【参考人】

資料3-3及び資料3-4について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。本件は、条例のアセスでございまして、10月1日に条例が改正、施行されております。この審査会でも皆様からもご意見いただいた案件かと思えます。9月に別途方法書が提出されており、本来概要書を作る義務はございませんが、その範を示すというかたちで、前倒しで概要書を作っていただいております。誠にありがとうございます。できれば、この概要書はマルが付いている表だけの世界になりますので、今日の説明資料とか、別途送っていただいている参考資料などから問題のないものをですね参考図面みたいなかたちでこの概要書に付けていただけると、非常に次からこの条例アセスで実施しようとする民間事業者が参考にできるかなと思いますので、手間をかけますけれども、後で構いませんから、本来義務はございませんので。そういった意識を作っていただけたらなと思ってございます。よろしく申し上げます。

では、次の方に移りたいと思います。本件も希少種に関する議論がないと伺っておりますので、分けずに進めたいと思います。

まずは、欠席委員のからのご意見があれば事務局からご紹介ください。

【事務局】

はい。事務局でございまして。本日欠席されている太田委員から事前意見をいただいておりますので、代読いたします。

「動物の調査地点が事業実施区域周辺に限られているが、県道3号、9号、40号の交通量増加が見込まれるのでそれらの沿線でも調査を行う必要がある。例えば9号の周辺には水田環境が広がっていて事業実施区域周辺とは違う生物が生息している可能性があり、それらが交通量増加の影響(轢死等)を被るおそれがある。調整池が設けられるようであるが、そこに新たに水中・水辺の生態系が創出されることによる影響についても調査の対象とすること。調査方法では明記されていないが、カエル類の泣き声調査の際には夜間調査を行うこと。」以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。参考人の方、それぞれお答えをいただければ。3点ほどご指摘ございます。いかがでございましょう。

【参考人】

1点目の交通増加の影響でございます。県道3号、9号、40号における工事中の資材等の運搬車両の走行による交通量増加は最大でも1%から2%程度。供用時の廃棄物運搬車両の走行による交通量増加は2%から3%程度と見込んでおります。また、これらの事業に係る車両は夜間には通行しません。このことから交通量の増加が生物に与える影響は少ないものと考えております。

2点目の調整池が設けられるようであるがということでございます。防災調整池については、既設を活用し、新たに防災調整池を設置することは計画しておりません。

3点目の夜間調査については、調査方法には記載していませんでしたが、実施する計画としています。以上でございます。

【平野会長】

ありがとうございます。今の御回答を太田先生にお伝えいただいて、またメール等々で太田先生からコメントがいただければと思います。事務局、よろしく申し上げます。

それでは、他の先生方いかがでございましょう。どの点でも結構です。内田先生、どうぞ。

【内田委員】

内田です。アセスの評価に関してと廃棄物処分場の維持管理に関してはある程度切り分けて考えなければいけないかもしれないんですけども、やはり関わりが出てくるので、両方混じってしまうということをご容赦ください。三つほど質問があります。

まず一つ目は、今回の処分場に関して、特別管理産業廃棄物として廃石綿も埋め立てされます。この事に関して方法書に密封等をして、従来通りに埋め立てるというふうにあったんですが、現状、他の産業廃棄物と分けて、分離して埋め立てしているのかどうかというところ。現状の処分場でどうしているのかというのをお聞きしたいというところが1点目です。というのは、場合によっては飛散などによって、通常アセスの評価項目だとNO_xと二酸化窒素とあとは粉じん等を測定するんですけども、今回特別管理産業廃棄物の塊ということで、それ以外の特定な有害物質の飛散ということが懸念されるので、その処分方法について確認したいというところが1点です。

それでは、続けて二つ目です。悪臭に関してなんですけれども、方法書の3-113から115ページに悪臭に関する法規制に関して、丁寧に書かれていて、その内今回の案件がかかるというのが、悪臭公害防止対策要綱の規制対象にかかるということもみているかもしれないんですけども、悪臭の測定ポイントが埋め立て処分場の風上と風下のところで、夏季に1回のみ測定するっていうふうになっているんですね。そういうふうに環境試料の悪臭を測定するときだと、ほんのわずかな間の時間だけサンプリングをして測定することになるので、それだと状況が掴めないんじゃないかと思うんですね。今日追加いただいた参考資料だと、浸出水処理施設であるとか、施設全体であるとか更に悪臭のところモニタリングするようなことが書かれている。気象の方は、1年間継続して測定するというふうにも書かれているので、それで風況を掴みながら、夏季1回だけではなくて、もう少し季節別とか、その時期ごとの風況に合わせたかたちで。悪臭はピンポイントで測定しないと、実情が掴めないところがあるので、もう少し細やかなモニタリングが必要なのではないかなというふうに考えました。あとは、大気だけではなくて浸水処理施設あたりの排水とか、公共用水の接続口での排水のあたりの悪臭はチェックしないのだろうかというところでですね。

3点目なんですけども、今回環境影響評価項目の中に、水質の有害物質と地下水の水質としての有

害物質というのが入っていないくて、地下水は水位であつたりとかそういうことは見るけれども、有害物質は見えていない。なぜ選定しないのかという理由として、施設の運用に関するいわゆる維持管理のところ、月1回見るとか測定するとかっていうふうに書かれているんですが、それは維持管理の方で定期的にモニタリングするから、環境アセスの方では地下水への有害物質の漏えいであつたりとか、あとは水質への有害物の漏えい、未処理部分の漏えいがあつてもチェックしないということで考えてるのかということをお聞きしたい。そもそも漏れ出ないことを前提にして施設を設計してるかと思しますので、それであつても何か起こるといのはやはりリスクというものであるんで、何か起こる可能性がないからもうこれは環境影響評価項目として加えないよというのであれば、それは考えとしてどうなのかなと思う。ただ、維持管理項目、維持管理目標として、そちらの方には書かれてるので、そういったかたちで施設のモニタリングを行うのであれば、そういった地下水の有害物質だとか、水質への有害物質の影響というところを、ぜひ確認していくようにお願いしたいと思います。以上3点です。すみません、長くなりました。

【平野会長】

参考人の方、それぞれについてお返事をいただければと思います。

【参考人】

回答させていただきます。1点目はですね、特別産業廃棄物につきまして、現在の処分場でも、埋立地に二重梱包したものを別のところに埋め立てておまして、通常の管理型廃棄物とはまた別に埋め立てております。悪臭につきましては、先生が仰るとおり、アセス上はこのとおり必要な分だけやりますけれども、実際の処分場、現在も臭気の測定につきましては年4回、臭気指数を測っておりますし、自主検査として、週1回は硫化水素ガスとか、そういったガス抜き管周辺でも測定しております。そういったものを含めてトータルとして維持管理計画の中にそういったものについては補足していくことにしております。あと、先ほど最後にお話がありました浸出水処理施設につきまして、3月に現処分場で新しい浸出水処理施設を作ったんですけれども、その際に性能発注で発注しておまして、その時に騒音、振動、悪臭については、供用開始後、それについて規制値を設けて、測定しております。それで、実際結果として、そういった悪臭等については、施設から漏れ出していないというのは確認しております。新しい処分場でも同様の性能発注を予定しております。

あと最後にですね、水質につきましても、同じようにアセス上は、そういった遮水シートとかですね、遮水工が破れるっていう前提のアセスっていうのはちょっと、内部の話ですけども、おかしいんじゃないかっていうことがあります。アセス上ですね、こういったものを、それが前提として破れないっていう前提でしか測定してないんですけども、実際の処分場では、そういった観測の井戸を掘りまして、そういったのを上下流でやっていますし、その他にもですね、周辺の井戸水調査とかですね、沢水調査、そういったものをすべて、地域の方々と連携しながら実施しているところでございます。以上でございます。

【内田委員】

丁寧ありがとうございます。わかりました。

【平野会長】

お願いなんですけど、条例アセスだと、事後評価ってやらないんでしたっけ。要はアセスメントでやる話と、産業廃棄物の最終処分場で、もうそもそもがちゃんとモニタリングしながらいけやらない制度の立て付けになってると思いますので、その項目がどんなものになっていて、ここは安心ですっていうのは何かリストでも作っていただくと、今の内田先生のような疑問も起きませんし、安心なのかなと思ったんですが、いかがですかね。

こういうのはちゃんと、産廃処分場として、必要な項目として定期的に、もう、決まっていますよね、それぞれ水質に関しては何に関しても。やりますので、ご心配無くの様なメモがあると有難いなと思いま

た。

【参考人】

事後調査につきましては、準備書段階で予測評価の不確実性が高いものに対して事後アセスを実施する流れとなっておりますので、現時点では、事後アセスをするということは申し上げる段階ではないかと思えます。

【平野会長】

はい。わかりました。アセスとしては多分いらないんでしょうね。ただ、産業廃棄物処分場としてはずっとモニタリングなさるわけで、本当に影響を与えていないかという確認をずっとし続けながら運営されるわけですので、こういった項目がわかるといいなと思いましたので、先ほど申しあげましたメモがあると、より安心かなと思いました。お手間ですが、何か法令のコピーアンドペーストでも構いませんので、見せていただけるとありがたいです。こういうのは測らなければならぬって決まっていますよね。

【参考人】

はい、それについてはですね、法令上で決まっているものと、現在の処分場で自主的に測定しているもの両方ありますので、それがわかるようなかたちで、提出させていただきたいと思えます。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。それがあっても事後評価がなくても、当たり前ですけども、定期的にきちんと監視された施設ですので、環境に対して。

【参考人】

管理項目についての結果は、すべて弊社のホームページでも公開しております。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでございましょう。石井先生どうぞ。

【石井委員】

今回の工事なんですけど、これ全部、今書いてあるところをまず穴をほじくるっていうのがあるんですけど、周りを伐採するんですか。

【平野会長】

これ新規の造成はないって言ったらいんですよね。今はもう土取場というか砂取場になっていて。

【石井委員】

何かそれがちょっと小さいというか、周りの木っていうのは何も切らないんですか。

【参考人】

今日、お渡しした補足事業概要書の方のところの1ページ目の上にですね、航空写真あると思うんですけども、航空写真が添付してあると思うんですけども。

【平野会長】

これは概要書の参考資料だったんですね、すみません。さっき、余計なこと言いました、私。審査会向けの参考資料かと思っていました。

【参考人】

航空写真を載せていると思うんですけども、その字が書いてあるところ、令和4年10月って字が書いてあるところの下に、裸地になってるところ、そこが埋め立て地になります。その周りがある程度もう造成されてますので、新たに森林を伐採するようなことはございません。

【石井委員】

そうですか。実際、このちょっと離れたところなんですけど、黒川郡のところ、県の農業試験場があるんですけど、そこに木がいっぱいあるんですけど、その木を調査した時に20年近い木は表面がブルームで汚染されていたんですよ。だから、今、そのままにしようと思うんですけど、いざ伐採してやるとなると、そいつをどう処分するのかなと心配したので、質問したところでした。なければいいと思う。伐採することはないということですね。

【平野会長】

一部、どこか道路の改良であるかもしれないという気もしますが、それもないんですね。

【参考人】

はい。新設する搬入道路の一部は伐採します。説明していないので、誤解を招かないようにしたいです。

【平野会長】

ありがとうございます。なさそうなので安心しました。もし万が一計画が変更になるようなことがあれば、周辺の森林は放射性物質が付いている。それなりのレベルで付いている可能性があるということだけはご理解の上に進めていただければと思います。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

はい。由井先生お願いします。

【由井委員】

はい。簡単に。本編の3-138ページに、緑地環境保全地域の図があります。鳥獣保護区は隣接していませんけど、県の緑地環境保全地域が隣接し、今お話があったように逆に言いますと森林で囲まれています。そういうことですね、その中に立派な管理棟ができて、研修室も設けるそうですから、かなりの規模で。それが、夜間研修とかをやるかどうか、夜間営業はしないんですけど、夜間研修とか、いづれ照明を点けたり、窓ガラスを大きくしますと、小鳥とかですね、あと分布しておりますため池から来るタガメとかですね、いろんな動物が誘引されて、光に寄ってきて窓ガラスに当たって死ぬというのも、もう非常にたくさん起きるんです、実際。ということで、これ森林の中にできるそういう施設の窓ガラスについては、いろんな方法、対策がありますので、様々な鳥や虫別にですね、対策を練るように、あらかじめ検討お願いしたいと思います。以上です。

【平野会長】

いかがでしょう。

【参考人】

はい、現在ですね、研修室等についての施設の検討はしておりますけども、現処分場もそうですけども、夜間は基本的には無人というか使用する予定はございません。

【由井委員】

新設の管理棟も夜間は利用しない。

【参考人】

現時点ではそういった予定はしておりません

【由井委員】

わかりました。安全上、危険かもしれないけど光をたくさん照らさないように、いずれよろしく願いいたします。

【参考人】

はい。了解いたしました。

【平野会長】

はい。この手の話というのは、例えば今の御担当の方が、夜間はやるつもりないので大丈夫という話になっても、担当が変わると、それがうまく伝達されていないということは起こり得ますので、うまいこと資料作りをいただいて、夜間の昆虫だとか小鳥の衝突対応でこういうことをしている、だから夜間使わないってことで対応という、もしくは、そういう窓ガラスをちゃんと使っているっていう対応しているってようなことが明記されてると引き継いだ方も間違いのないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

伊藤先生、お願いします。

【伊藤委員】

はい。伊藤です。本編の 3-29 に、地形及び地質の状況について整理していただいておりますが、この中の括弧、調査結果の①、地形及び地質の区分及び分布状況の一番最後の段落、一番最後の部分になりますけれども、「対象事業実施区域は丘陵地にあつて偽層砂岩、礫質砂岩の分布地に位置している」とあるんですが、3-31 に表層地質図があるんですけども、そちらの方の凡例を見ますと、「偽層砂岩、礫質砂岩」ではなくて、「偽層砂岩、凝灰質砂岩、凝灰岩」の分布域になると思うんですけどもいかがですか。

【平野会長】

なるほど。でも掘削してるからもうこれは。

【伊藤委員】

関係ないんですけど、文章の問題ですね。

【平野会長】

はい。いかがでしょう。間違いなら訂正いただければと思います。

【参考人】

今、先生がおっしゃったように、実際掘削されて表土がなくなっておりますので。

【平野会長】

確認できないのか。

【参考人】

異なっていると。

【伊藤委員】

単にその図の見方っていうか、表層地質図に書かれている内容と文章が合っていないので、文章を修正されたいかがでしようかという話でしかありません。

【参考人】

はい。承知しました

【平野会長】

よろしくお願いします。

【伊藤委員】

一応その地質図でしたら、これよりも新しい地質図が産総研の方から、吉岡地域の地質で 5 万分の 1 の地質図が出ていますので、そうするとまた新しい情報になっていて少し整備されてると思いますので、そちらの方を活用されることもご検討ください。まず修正をしていただければいいのではないかなと思います。よろしくお願いします。

【参考人】

ありがとうございます。

【平野会長】

よろしくお願いします。本件は非常にスジがよくて、新規の開発行為がほとんどないので、安心です。はい。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

騒音のところなんですけれども、建設機械の稼働のところと、あと廃棄物の埋め立てのところ、距離減衰式によって定量的に予測するって書かれていて、もちろんそれで構わないんですけども、ここでは音響学会の CN モデル(ASJ CN-Model 2007)は使わないっていう理解でよろしいですか。

【平野会長】

いかがでしょう。永幡先生、何ページに書いてあります

【永幡委員】

4-18 と 4-20 ページですかね。

【平野会長】

はい。いかがでしょう参考人の方。4-20 ページだったら音響学会の CN モデル(ASJ RTN-Model 2018)と書いてありますけど。

【永幡委員】

それは道路交通騒音の方で、車の騒音の方で、そっちはもうこれでいくしか多分ないと思うんですけども。

【平野会長】

いかがでございましょう。

【参考人】

すみません、改めてそちら回答させていただければと思います。

【永幡委員】

わかりました。それに付随して質問というか要望になってくるんですけども。建設騒音とかの重機の騒音に関しては、 L_5 (時間率騒音レベル)で多分計算されるんだろうなという想像がつくんですが、規制法かなんかとの絡みではもちろんそれで結構なんですけども、あわせて L_{eq} (等価騒音レベル)も計算しておいていただけるといいなと思っていて、音響学会のCN モデルだと、その辺ちゃんとできるようにしてるので、多分どっちもやるんだろうなという想像できたんですけども。この書き方だと、具体的に何を計算してくださるのかははっきりしないので、その辺を次回、お答えいただければとてもうれしく思います。

あと、別件ですけども、人と自然との触れ合いの活動の場のところで、静穏性に関しても最初から調査してくださるっていうことで、とてもうれしく思っています。これ一言言っておきたかったので、どうもありがとうございました。

【平野会長】

追加で私からなんですけど、現状、砂取場になっていて重機がいっぱい動いてますよね。その騒音を測っておいた方がいいんじゃないですかと思ったんですけど。それと予測をちゃんと比較して、自分たちの影響は、ほぼないところが良くなる。直感的に良くなるんじゃないかと思うんですけど。掘削するよりも、埋め立ての方が音が小さそうなので、そういう対応をとられると、周辺の皆さんにも安心かなと思います。そこをご検討いただければと思います。

いいですね。他いかがでございましょう。よろしいですか。それでは若干いくつか次回にお願いしたことがございましたが、これで質疑の方終わりにしたいと思います。よろしいですね。

はい。参考人の皆さんありがとうございました。また丁寧な対応、感謝いたします。退出していただいて結構でございます。ありがとうございます。

【参考人】

ありがとうございました。

【平野会長】

これで3件の審査が終わりになりまして、その他でございまして。事務局からよろしく願いいたします。

【事務局】

はい、事務局でございまして。本日審査賜りました【審査事項(1)(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書】、【審査事項(2)(仮称)白石小原風力発電事業 計画段階環境配慮書】、【審議事項(3) 新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書】につきまして、追加のご意見がございましたら、10月28日金曜日までに追加の御指摘等をご送付いただきますようお願いいたします。

次回、第7回審査会の開催日時については、11月15日火曜日午後2時より開催を予定しております。令和2年度より Web 会議形式での開催としておりましたが、次回より Web 会議形式を併用した対面

での開催といたします。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

その他、資料 4 から資料 11 につきましてご説明いたします。

まず、資料 4 ですが、環境影響評価条例の一部を改正する条例について説明いたします。こちらは令和 4 年 7 月 12 日に公布、10 月 1 日から施行となっております。近年、大規模な再生可能エネルギーの事業計画が急増していることに対して、県民から不安の声が寄せられていることから、地域との対話の充実を図ることを目的に改正をいたしました。改正内容は左側の方をご覧ください。

まず、第 1 種第 2 種事業共通になりますが、事業計画概要書の手続きを新設いたしました。これは事業計画を早期の段階から、地域住民市町村に対して周知いたしまして、ご意見を求めることを義務づけました。

2つ目ですが、第 2 種事業に限ったことでありますが、準備書段階に対して周知機会の創設をいたしました。こちらは第 1 種事業と同様に、準備書の公告・縦覧、説明会の開催を義務づけいたしました。右側の方をご覧ください。その他の改正内容につきましては、割愛させていただきます。

右下の方、施行規則の方も改正をしております。条例対象規模要件の見直しをいたしました。風力発電所につきましては、第 1 種事業は、改正前改正後で修正ございません。第 2 種事業につきましては、改正前は一部地域に限るということで、下の方に米印つけておりますが、国定公園、自然公園等の環境保全の観点から法令等により指定された地域に限るとしてはありますが、改正後はこれを撤廃しております。規模要件としては変わりはありません。

太陽電池発電所につきましては、これまで出力と面積、2つの規模要件としておりましたが、これを法の法律の規模要件が出力のみであることに合わせまして、出力のみの規模要件に改正をしております。第 1 種事業は 3 万キロワット以上、第 2 種事業につきましては、2 万キロワット以上から 3 万キロワット未満。第 2 種事業につきましては、一部地域に限るというのを撤廃しております。

工場事業場用地造成事業につきましては、工業専用地域について、都市計画において地域との合意形成を経ていることもありまして、企業誘致の促進のために、第 1 種事業は 100 ヘクタール以上と改正いたしました。第 2 種事業につきましても、工業専用地域に限りましては 50 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満と改正をしております。

条例については簡単ですが、以上になります。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。これは、一度ご意見いただいて、それも反映いただいた形で条例が決まった案件かと思えます。それでは次をお願いします。

【事務局】

はい。資料 5、6 としては新しい条例と施行規則をつけておりました。

次に資料 7 をご覧ください。こちらなんですけど 7 月 6 日の審査会におきまして、(仮称)菅生太陽光発電事業の FIT 制度上の取り扱いについて、国に確認するようにとのお話がありましたので、文書にして国の方に照会をいたしました。

こちらは、この文書を直接経済産業省の方に持っていきまして、事業の内容をきちんと説明した上で照会をしております。

資料の裏面の 5 番をご覧ください。このまま読み上げますが、審査会で指摘された点といたしましては、「仙台市太白区茂庭で太陽光パネル 1 枚が発電した電気を村田町菅生に送電するために、パネル 1 枚の発電以上に送電する電力が必要になると想定されるが、そのような状況であっても、国は事業者に対し、変更認定申請を指導するのか。FIT 認定時の買取価格の維持のために、11 km の自営線を敷設する計画は、環境影響への負荷が大きくなることは自明であるが、国では本事業計画を問題ないと言っているのか。」こういったご指摘がありました。照会事項といたしましては、6 番のほうにまとめてそれぞれ場合分けをして、照会をしております。

国から回答文書が届きました資料 8 をご覧ください。下記の 2 番目になります。変更申請については、認定基準に合致するかどうかを審査していますと、一般的な内容で回答がされております。その認定基準はどういったものかといいますと、2番目に書いてあります括弧書き、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権限を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること」や「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること」ということなどが、認定基準になっていますということが書かれております。最後に書いてありますが、「個別の変更認定申請については、当該申請の内容に基づき、認定基準に合致するかを審査した上で認定の判断を行っている。」という回答内容となっております。

以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。その認定基準の運用を聞いたんですけどね。先生方、何かありますか。野口先生どうぞ。

【野口委員】

以前この件に関して、ニュースで環境大臣の方から合理性を欠くとして、計画の見直しを求める意見を出したというニュースを、確か見た気がするのですが。

【平野会長】

環境大臣は非常に踏み込んだきつい意見を出しておりました。私も見ました。先生方、まだネットに多分あると思いますので、ご確認いただければと思います。とても踏み込んでおられました。

【野口委員】

そちらの方は経済産業大臣に伝わっているのかなというふうに思いまして、ちょっと確認をさせていただきました。

【事務局】

環境大臣意見は、経済産業大臣に伝わっています。

【野口委員】

はい。国では問題ないということなのかどうか気になったので。環境省とかも含めて、見てらっしゃるのであれば。伝わっていないとは思いませんでしたけど、お伺いした次第でした。

【平野会長】

ありがとうございます。何か他に質問ありますか。よろしいですか、この件は。
はい。次の件よろしく願います。資料の 9 です。

【事務局】

はい。資料 9 になります。令和 4 年 10 月 7 日に丸森の未来を考える会から、(仮称)丸森風力発電事業及び(仮称)丸森筆甫風力発電事業に対する要望書が提出されております。裏面の方をご覧ください。要望事項としては2つですが、住民との合意がない限り、絶対に事業を進めることのないよう、当該2者に対し強く監視指導してください等の要望が提出されております。

【平野会長】

ありがとうございます。これは知事宛てでございます。あくまでも参考で、我々審査会宛てではございませんので、ご承知おきください。準備書まで行ったのを一旦取り下げておられます。

はい。続きまして要望書関係で資料 10 ですね。お願いします。

【事務局】

はい。資料 10 につきましても、こちら県知事宛てに寄せられたものです。鳴子温泉郷のくらしとこれからを考える会、その他、9団体の連名で要望書が出されております。(仮称)六角牧場風力発電事業、鳴子温泉郷周辺の6つの風力発電事業計画に対する要望書です。この6つの風力発電事業というのは、1 枚めくっていただきまして、2 ページの下の欄に書いてあります、山形北部からJRE 宮城加美ウインドファームの6つの事業を指しております。

こちらは低周波音による健康被害、土砂災害の危険性、渡り鳥に与える影響等の懸念をされておまして、要望事項としては2ページに書かれておりますように、3点となっております。

1 番目には、宮城県知事が国に提出する意見については、こちらの要望理由等を参考にして、意見を出してくださいというような内容となっております。

簡単ですが、以上になります。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。いいですよ、これは。引き続きお願いします。

【事務局】

最後になります資料 11 です。ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社より、環境影響評価準備書が取り下げられました。こちら資料 11 の裏面の方にあります。

理由といたしましては下の方に書いてあるんですが、環境影響評価準備書の内容を変更する可能性があるため、取り下げることといたしますとありましたので、この書類をもちまして、令和 4 年 6 月 2 日付環対第 112 号で諮問いたしましたこのことにつきましては、諮問を取り下げさせていただきたいと思っております。

資料につきましては以上です。

なお、本審査会の閉会後に事務局より、1 点連絡事項がございます。回線を切断しないようお願いいたします。申し訳ございません。

以上になります。

【平野会長】

はい。ただいまの事務局からの連絡についてご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それではこれで本日の議事の一切終わることにして議長の役目を終わりにして、司会進行事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

【事務局】

平野会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ審査賜り、誠にありがとうございました。

以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。